

検査制度の見直しに関する検討チーム 第16回会合議事録

原子力規制委員会

(注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。)

検査制度の見直しに関する検討チーム第16回合 議事録

1. 日 時：令和元年7月29日（月）13:01～15:12

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員

(2) 外部有識者（五十音順）

勝田 忠広 明治大学法学部 教授

関村 直人 東京大学大学院工学系研究科 教授

高橋 滋 法政大学法学部 教授

米岡 優子 公益財団法人 日本適合性認定協会 専務理事 事務局長

(3) 原子力規制庁職員

金子 修一 長官官房審議官

平野 雅司 国際室地域連携推進官

古金谷敏之 検査監督総括課長

武山 松次 安全規制管理官（実用炉監視担当）

門野 利之 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

杉本 孝信 安全規制管理官（専門検査担当）

古作 泰雄 検査監督総括課課長補佐

伊藤 信哉 検査監督総括課課長補佐

高橋 昌行 検査監督総括課課長補佐

布田 洋史 検査監督総括課検査評価室室長

笠川 勇介 検査監督総括課検査評価室室長補佐

吉野 昌治 実用炉監視部門企画調査官

片岸 信一 実用炉監視部門主任原子力専門検査官

熊谷 直樹 核燃料施設等監視部門統括監視指導官

北村 清司 核燃料施設等監視部門主任監視指導官

村尾 周仁 専門検査部門企画調査官

伊東 智道 シビアアクシデント研究部門技術研究調査官

濱口 義兼 シビアアクシデント研究部門技術研究調査官

(4) 事業者

示野 哲男 原子力エネルギー協議会 事務局長
 山中 康慎 原子力エネルギー協議会 部長
 山本 正之 東京電力ホールディングス株式会社
 原子力・立地本部副本部長 兼 原子力設備管理部長 兼
 原子力耐震技術センター長
 爾見 豊 関西電力株式会社 原子力事業本部 部長
 伊原 一郎 中部電力株式会社 執行役員 原子力本部 原子力部長
 横尾 智之 日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長
 小井 衛 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
 安全・核セキュリティ統括部 次長
 曾野 浩樹 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
 安全・核セキュリティ統括部 技術主席
 成田 健味 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
 環境安全部 副部長
 杉山 亘 近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者
 伊藤 裕之 一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 幹事
 成宮 祥介 一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 委員
 (元リスク専門部会幹事)
 田老 伸匡 一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 事務局
 高橋 毅 一般社団法人 日本電気協会 原子力規格委員会 副委員長
 秋吉 幹人 一般社団法人 日本電気協会 品質保証検討会 副主査
 高橋 由紀夫 一般社団法人 日本機械学会 発電用設備規格委員会
 副委員長
 松永 圭司 一般社団法人 日本機械学会 原子力専門委員会 委員長

4. 議 題

- (1) 新たな検査制度における継続的改善への取組の方向性について
- (2) 被規制者及び公衆との情報共有等のあり方について
- (3) 原子力規制庁が事業者のPRAモデルを活用するための適切性を確認する手法について
- (4) 学協会における規格等の策定の取組と新検査制度について
- (5) その他

5. 配付資料

- 資料1 検討チームにおける議論の重点
 資料2 新たな検査制度における継続的改善への取組の方向性について

- 資料 3 被規制者及び公衆との情報共有等のあり方について
- 資料 4 原子力規制庁が事業者のPRAモデルを活用するための適切性を確認する手法について
- 資料 5 - 1 標準委員会 新検査制度に向けた取り組み（日本原子力学会資料）
- 資料 5 - 2 原子力規格委員会 検査制度見直しに関する規格策定活動について（日本電気協会資料）
- 資料 5 - 3 新検査制度等を踏まえた規格策定活動について（日本機械学会資料）
- 資料 6 原子力規制検査等の実施に係る法令等の一覧

<机上参考資料>

- ・ 3条改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ・ 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ
- ・ 原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書要約（平成27年10月28日原子力規制委員会資料）
- ・ 日本への総合規制評価サービス（IRRS）ミッション報告書（平成28年4月25日原子力規制委員会資料別添1，2）
- ・ IAEA安全基準 GSR Part1 政府、法律及び規制の安全に対する枠組み
- ・ 第27回検査制度の見直しに関する検討ワーキンググループ資料

6. 議事録

○山中原子力規制委員会委員 定刻になりましたので、ただいまから検査制度の見直しに関する検討チーム、第16回会合を開催します。

始めに、配付資料の確認と資料1を用いて、本日の議論の内容について、事務局からお願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 検査総括課長の古金谷でございます。

では、事務局のほうから、今日の議題、配付資料等々につきまして御説明したいと思います。

議事次第を御覧いただきますとお分かりいただけますけれども、今日は主に議題として、こちらからは三つ用意しております。

一つ目が、検査制度をどうやってPDCAを回して改善していくかと、その辺の基本的な方向性・考え方について、少し御議論を今日させていただきたいと思っております。

それから、パブリック・インボルブメント、特に被規制者のみならず一般の方々との情報共有のあり方というものについて、どういうふうに進めていくべきかというところについての御議論が、二つ目でございます。

それから、三つ目といたしましては、現在、事業者のほうで開発を進めておりますPRAのモデル、こちらについて、どういう形で我々規制庁として確認していくのかと、その辺の基本的な考え方、それから現在伊方のモデルを使ってまさに確認作業を進めておりますので、それを踏まえて、今後どういうふうに進めていくかというところについての御説明と御議論。

それから、4番目といたしましては、前回にも少し御議論がございましたけれども、学協会でいろいろ新検査に向けた取組を進められているということがございますので、その取組状況を御説明いただくということを考えさせていただきます。

その他といたしましては、また後ほど御紹介しますが、今制度施行に向けて政省令の改正等を進めておりますので、その点を簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

資料1を見ていただきますと、今日は先ほど御紹介した三つの議題、具体的にはということで、下の緑の枠に書いておりますけれども、この点について御議論を今日させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員 それでは、まず、新たな検査制度における継続的改善への取組の方向性について、事務局から説明をお願いします。

○古金谷検査監督総括課長 引き続き古金谷でございます。

では、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

この制度の継続的な改善ということについては、今回初めて具体的には議論させていただきますが、まず1ページめくっていただきまして2枚目でございますけれども、アメリカのほうでどのような改善プログラムがあるかというところを、簡単に御紹介したいと思います。

ます。

アメリカでは、NRCの活動原則、これはこのスライドの左側に書いておりますけれども、1の独立性から5の信頼性、こういった五つの活動原則というのがありまして、それに則った形でいろいろなパフォーマンス指標というものをつくっております。

具体的にはいろいろここに書いておりますけれども、例えば透明性のところで、報告書の発行というところがありますけれども、しっかりと定期的に報告書を公表して発行しているかどうかというようなところだとか、事業者に対しての評価通知書というものを期限どおりに発行しているかどうか。

あるいは、効率性というところで言いますと、追加検査あるいは対応型検査というものが一定のタイミングでしっかり行われているのかどうかというようなところ。それから、重要度評価の決定というものも一定のタイミングで、期日の中でできているのかどうか。

それから、明瞭性というところで言いますと、ウェブページのところでの定期的なメンテナンス、修正をするというようなところできているかどうかというところについて、具体的な指標をつくっております、それがどれぐらい、何%、毎年度達成できたかというようなところを評価しております。

ですから、我々も、こういったどれが、具体的に我々にとってフィージブルなのかというところはありますけれども、こういった指標をつくっていくのが、一つのやり方なのかというふうに考えております。

2ページ目に、我々の活動原則、行動原則というものがどうなっているかというところがございますけれども、これはホームページ等で公表されておりますけれども、五つの活動原則というものが原子力規制委員会にございます。

一つ目としては、独立した意思決定というところ。それから、実効ある行動、形式主義にならないようにするというところでございます。それから、三つ目は、透明性というところでございます。意思決定のプロセスの透明性という観点。それから、4番目は、向上心と責任感、倫理観、使命感を持って職務を遂行するというところ。それから、五つ目としては、緊急時即応というようなところがございます。

若干、NRCとは五つの柱のたて方というものは違いますが、我々としてもこういった原則に従った形での指標を作っていくというものが、一つあるのではないかとというふうに考えております。

次の3ページ目でございますが、改善プロセスの全体像ということ、簡単に、イメージでございますけれども示しております。

まずは、いろいろなインプット類の情報を集めてくるということが大事だろうと思えます。こういった指標をつくって、それが毎年度どれぐらい達成できているのかというようなところ、それから現場で日々実務を担っております検査官あるいはそれに対応する事業者、そういったところからの声、それからこういった会議におけるいろいろな声、そういったものをインプットとして、我々として収集いたしまして、それを踏まえて、今申し上

げました五つの、我々の行動原則、活動原則に沿って、具体的な事案について取り上げるかどうかというようなところ、それからどれぐらいの重要性があって、どれぐらいのスピード感でやっていくのかどうか。あるいは、特別な評価の指標ということで、検査員の能力に関するものなのか、あるいはリスク情報の活用のやり方に関する問題なのか、そういったようなところを少し分類、ソーティングいたしまして、具体的な対策の立案に持っていきたいというふうに考えております。

それから次のページ、これはインプットの情報をもう少し具体的に記載している内容でございますけれども、先ほども申し上げましたような、自己評価の指標での達成状況。それから、検査官、現場での声を直接収集する。それから、事業者の皆様からの意見を収集したいというふうに思っておりますし、あとは第三者のところからということで、海外、それから今日後で御紹介していただきますけれども学協会等からもいろいろ御意見をいただければと思いますし、そのほか安全研究の成果だとか、公衆からのいろいろな声というものも踏まえて、収集して、それを評価していきたいというふうに考えてございます。

次のページでございます。先ほどの2枚目、3ページ目と似たような話になりますけれども、今申し上げましたようなインプット情報を、活動原則に沿って仕分けをしまして、具体的な対策に結びつけていくというふうにやっていきたいと思っております。

6ページ目は、その分析/評価の流れというところになるわけですが、まず、課題を抽出するというところから始まるかと思えます。その点は、まず我々規制庁の中でもやりたいと思えますし、こういった検討チームあるいはその下のワーキングで、関係者の方とも御議論させていただいて、こういった対応方針にすればいいかというようなところで、御議論させていただきたいと思えます。

最終的な変更ということになりますと、委員会の決定あるいは審議というものも必要になってくると思えますので、そういったところでの決定を踏まえて、必要なドキュメント類の見直し、あるいは運用で済むようであれば、そういったことを周知していくというような形での対策のほうに結びつけていきたいというふうに考えてございます。

最後、7ページ目でございますけれども、今後の検討ということですが、後で8ページ目で御紹介しますが、試運用でもいろんな声を聞き取るということをやっておりますので、そういったところで具体的なプロセスというものを、もう少し詳しく考えていきたいというところ、それから先ほどNRCの事例を御紹介しましたが、自己評価の指標というものも考えて、今後お示ししていきたいというふうに考えております。

8ページ目は参考でございますけれども、現在、試運用の中で、現場で検査が四半期ごとに終わったときの意見交換、締めくくり会議等で、事業者の方と意見交換をさせていただいておりますし、毎月のように制度の運用についての意見交換というものも、現場の検査官とさせていただいておりますので、そういったところでのインプットを今のさまざまなドキュメント類に反映していきたいというふうに考えてございます。

説明のほうは以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員　ただいま説明をいただきました新たな検査制度における継続的改善への取組の方向性について、質問、御意見等ございましたら、よろしく願います。いかがでございましょうか。

　　願います。

○高橋法政大学教授　基本的な方向性については、異論はないのですが、ただ3ページとかを見ますと、インプットの話だけが出ていて、有効なインプットがされるには、規制委員会のほうからも有効な分かりやすい情報をアウトプットしなきゃいけないと思うので、そういうときに公衆との関係なんかはそうですね。で、パフォーマンス指標なんかも、ただ情報を出すんじゃなくて、わかりやすく有効な情報が出てきやすいような形で、きちっと国民に対して説明するみたいな指標も重要だと思いますので。

　　これだと、そういうことはないと思うのですけれども、一方的に原子力規制委員会が情報を集めるだけのように見えるので、やっぱりちゃんと有効に発信して、そこから、皆さんから有益な情報が出るようにきちっと工夫しますという、その出の部分もわかるようにしていただくといいのかなと思いました。その辺はいかがでしょう。

○古金谷検査監督総括課長　規制庁の古金谷でございますけれども。

　　今、委員の御指摘があった点は、次の議題でもパブリックとの関係という話がありますけれども、こういったいろんな制度を見直すに当たって重要なことだろうと思います。我々も分かりやすく情報発信をしていくということ、これは事業者とだけではなくて、関係者の皆さんに広くわかりやすい情報提供に努めていくと、そういったことも含めて、具体的なこの制度をつくり込んでいくときには考えていきたいと思えます。

　　御指摘ありがとうございます。

○高橋法政大学教授　ですから、3ページの図に、そういうアウトプットが、右のほうから行くように図を書き加えていただきたいというお願いなんですけれど。

○古金谷検査監督総括課長　了解しました。次回、この議論をするときには、そういった形にさせていただきます。ありがとうございます。

○山中原子力規制委員会委員　そのほかはいかがでしょう。

○勝田明治大学教授　明治大学の勝田です。説明ありがとうございました。

　　中身については、この方向で進めてほしいと思っていますところです。特に2ページの原子力規制委員会の原則というのを出してくれていますので、これからはこの五つをもとに見ていくのだらうなというところを、注意していきたいと思えます。特に、もちろんNRCと一緒にする必要もありませんし、違いがあるというのは、特に歴史的な背景も違いますし、重要なことだと思います。

　　これで言うと、特に(4)のところは向上心と責任感と書いてありますが、言ってみれば、ここに倫理観と書いているように、まさしく倫理性というところだと思います。福島事故を踏まえてこの倫理性というのが問われていく。それは、ほかの規制の組織とは違うというところになるのかというふうに、感想を持ちました。

あとは、これに基づいてこれから情報を整理していくということなのですが、重要度も高く、緊急性が高いというのは、恐らく規制庁も規制委員会も、もう誰も文句言うことなく進めていただけたらと思うし、逆に、今度は重要じゃなくて緊急性もないというのは、もう淡々と処理する話だと思います。一番重要なのは、重要なんだけど緊急性が低いものは、どうしてもそれは後回しになってしまうのですが、そういうのはどこかのタイミングでちゃんと議論しないといけないので、緊急性はないけれど重要度があるというのは、ただ後回しにするだけじゃなく、それはどこの段階でいつまでにやるというのをしっかりしてくれるというのが、重要なのかなという気がしました。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。

やはり、タイムリーにいろんな指摘をクリアしていくということは大事かと思っておりますので、その点もしっかり考えた上で、制度のほうに反映させていきたいというふうに感じております。ありがとうございます。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○米岡日本適合性認定協会専務理事事務局長 米岡でございます。

1点だけですけども、どうしてもPDCAを回そうとするときに、個別の検査官の方のパフォーマンスに由来する部分のPDCAのほうを回してしまうことを主体になりやすいと思いますので、個別の検査官の方のパフォーマンスを上げるという視点だけでなく、制度全体の設計、検査の仕方であったり、検査の制度全体、その要員ですとかいろんなキャパシティーがちゃんとあるのかとか、それと規制庁の仕事そのものとか、いろんな側面があると思いますけれども、是非、そういった属性を一つ一つ丁寧にPDCAを回していただけるような詳細の制度の設計、PDCAの設計にしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

御指摘はごもっともだと思います。当然、制度をどういうふうによくしていくかというところのほうは、むしろ重要だろうと思います。当然、検査官個々の能力というものも教育・訓練等あるいは経験を通じてアップさせていきたいとは思いますが、まずは、制度をしっかりつくって、無理のない制度にして、検査官にもしっかりと能力が発揮できるような形に整えていけるようにしたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○関村東京大学教授 東大の関村でございます。

基本的には、今御説明いただいたところは、非常に重要な点ですので、進めていただければというふうに思いますが、4ページ目、全体7ページのところの、インプット情報の収集の図でございますが、ここに赤い一点鎖線が引いてありますね。そうだろうと思うのですが、この意味するところをどういうふうに我々理解をしていけばいいかというところに

ついて、明確に、もし規制庁のほうから御説明があれば、お願いしたいと思います。

どうしてかと申し上げますと、今PDCAという言葉が使われましたので、PDCAというのは小さいPDCAだったり中くらいのPDCAだったり、もっと大きな、先ほどもお話があったような大きなPDCAを回していく。そういうのがうまくかみ合っていくことが必要で、大きなPDCAのほうには当然、この点線よりも赤い点線の下ステークホルダーがきちんと関わっていくということが必要ですし、もちろん大きな目的は公衆の安全を確保していくと、環境も含めて、こういうことをございますので、この辺のところをどのようにお考えで、この点線を引かれているのかも含めて、御説明をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

今回、この資料を準備するに当たって、まずは直接当事者の意見というものがあるのかなど、まだ試運用で制度も始まったばかりでということもありますので、大きく制度を見直すというよりも、まずは今考えているコンセプトを実際にやってみるところが、まずはしばらく大事なのかなというところもありましたので、特に今は検査ガイドとかいろんなガイドをつくって、それをチューンアップしていくというところからすると、実際にやってみてどうかというところも一つあるのかと思いましたので、こういう形で、まず上のほうの話がございました。

ただ、委員がおっしゃるように、制度全体ということになりますと、全体としての成果はどうなんだというようなところ、パフォーマンス指標なんかはまさにそういったところを皆さんに御覧いただいて、ここが弱いんじゃないか、ここはもう少し改善すべきじゃないかというようなところもあるかと思しますので、当然、大きいPDCAを回していくには、客観的に見ていただく方々の御意見というのは非常に重要になるのかと思しましたので、特に大きな意味があつてこの点線を入れたわけじゃないんですけども、小さな現場レベルでのいろんな改善という意味で、まず我々やらなきゃいけないのかということで、上のほうと下のほうを分けたという、そういう趣旨でございます。

○関村東京大学教授 ありがとうございます。

今の御説明に基づきますと、今ここで書かれたインプット情報の収集というのは、まだ試行期間であるからこういうふうに考えていくということなのか、本格運用のときにもこういうことをしっかりと意識してやっていくということなのか、どちらのことを今おっしゃっているのか、ちょっと曖昧になってしまう可能性がありますので、確認をさせていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷です。

本格運用が始まっても、しばらくは現場の混乱がまだ続くんだろうというふうに思いますので、そういう意味では、しばらくは当然、現場の声も大事かと。ただ、制度がある程度軌道に乗ってくると、その成果を見て、どういうふうによくしていくかという議論になってくるかと思しますので、そういう点では、むしろ第三者の有識者の方からのコメント

というものが重要になってくるのかというふうに考えます。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかはいかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

4ページのインプットのところに、事業者からの直接的意見というのがあるんですけども、これに関してなんですが、先ほど米岡委員から、制度全体に関するPDCAのフィードバックが大事だという話がありまして、これに関連して、アメリカでちょうど今20年目ROPなんですけれども、NEIとNRCのマンスリーミーティング、まだ今もやっていると思います。あれは非常にうまくいっていると思っていて、何でうまくいっているのかというのが、恐らく、かなり深く考えた人同士が、かなり深く議論して行って、1か月1回よく考えた結果をぶつけ合うと。このやり方は多分うまくいくんじゃないかと思っていて、お願いしたいことは、そういうレベルのマンスリーミーティングみたいなものを、是非やっていただけるといいのではないかと思うことと。

そうすると、恐らく当事者同士なので、どっちがいいと綱引きみたいな話になるおそれもあると思っていて、そのときに、先ほどの第三者の仲裁というのですか、規制はリスクの低減の度合いに応じた程度行うべきであるというNRCの原則に照らしてどうかと、要はそういう判断をしていただける人の意見が入ることが、有効ではないかと思います。

2点です。マンスリーミーティングみたいなものを深くやったほうがいいのではないかと、第三者のチェックが入るような仕組みがあったほうがいいのではないかと。いずれも資料に入っているコンセプトだとは思いますが、そういう意見です。よろしくをお願いします。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

御指摘の点、特に事業者とのいろんな意見交換というのは、恐らく透明性を高めるとか、そういうことも大事だろうと思いますので、第三者の方に入っていて御議論に参加いただくと。例えばこういった委員の方にも参加いただくような場で、いろいろ議論をするというようなところもあるかと思いますが、具体的な場をどういう形で設定するのかというのは、また御相談させていただきたいと思いますが、まさにこういった場で議論していただくのが、個人的にはいいのかなというふうな印象を持っております。

ありがとうございました。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子でございます。引き続きよろしくお願いします。

少しだけ補足で、私の理解なり今やっていることの継続ということで、ずっと従来は電事連、今はATENAを中心に、月に一度といわず、今は制度の運用をつくり上げていくために、現場レベルですごくたくさん面談をやらせていただいて、当然ですけど、その資料であるとか内容については公開をさせていただいて、いろんな意見交換をさせていただいています。

これを、本格運用になった後に、どのようにコミュニケーションを続けていくのか、その一つのやり方が、もしマンスリーミーティングのようなものであれば、そういう形でよ

ろしいかとも思いますし、よりもうちょっと具体性のある、もうしばらくは現場に即した、根ざしたような意見交換をしていきたいということであれば、少しまた現場の方も実際に含めてやるような意見交換の場のほうが適切かもしれませんし、先ほどの実は関村先生の御指摘の一点鎖線も、最後の8ページに参考で、今試運用でこういうことをやらせていただいていますというふうにお書き申し上げたのは、そういうことが一番最初のスタートとして我々あって、それをもうちょっとだんだん広げていって、大きな目でPDCAが自分でも改善すべきことに気がついて、外の声も聞いてやっていけるようにしていきましょうという、少しタイムフレームみたいなものが頭の中にあるので、段階的にと思って書いているというふうに理解をしております。

ですから、今おっしゃられたマンスリーミーティングのやり方、あるいはそこに第三者の方の目を入れていただいて、こういう検討チームの形もそうですし、いろいろな中立性みたいなものを確保していくのかということについては、是非やり方を少しずつ考えていければというふうには思います。

○伊原中部電力執行役員原子力本部原子力部長 中部電力の伊原と申します。

2点、事業者があまり言うのもちょっとどうかと思うのですが、勝田先生がNRCの原則と規制委員会の活動原則、一緒じゃなくてもいいよねと、そのとおりだと思いますが、一つだけ、例えばNRCのEfficiencyのところを見ると、「規制上の諸活動は、それらが達成するリスクの低減の程度に合致したものとすべきである」と、こういう考え方というのは、今回のROPというか、入れるに当たって非常に大事な点じゃないかと思いますが、こういうことも制度のあるべき姿として、加味してPDCAを回していくということが必要じゃないかと思ったのが、一つと。

あと、制度そのものなんですけど、このPDCAを回すにしても、あるべき姿といいますか、達成目標といいますか、こういうふうになりたい、やりたいというか、これが活動原則なのかもしれませんけれど、達成目標、PIを使ってやられているというお話をしましたけれど、その目標みたいなものがないとPDCAも回っていかないので、そういったところも具体的に議論した上で、PDCAを回していくという、あとミーティングでもマンスリーミーティングみたいなところでも議論できたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○古金谷検査監督総括課長 ありがとうございます。規制庁の古金谷でございます。

当然、効率性というものは考えていかなければいけないと思っています。いろんなところで規制委員の委員長なんかもお話をしていますけれど、我々はリソースが限られているという中で、より安全に特化したところに我々は注力をしていくということが重要かと思っておりますので、当然、我々としても効率性を追及していきたいですし、一義的な責任が事業者にあるという中で、何でもかんでも見るということではないと思っておりますので、そういう点はしっかりと考えていきたいと思っております。

あと、議論する中で、どういったところをということで、パフォーマンス指標について

はしっかりした具体的なものを、少し考えて御提示して、御議論させていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

いわゆる、制度全体の改善に向けてPDCAサイクルを回していくという中で、非常に重要な御意見をいただいたかと思えます。そのような点を含めまして、今後本検討チームで議論を進めさせていただければというふうに思います。

アウトプットも非常に大事だというお話をいただいたんですが、次の議題でございますけれども、被規制者及び公衆との情報共有等のあり方について、事務局から説明をお願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁、古金谷でございます。

では、次の議題でございますけれども、被規制者及び公衆との情報共有等のあり方についてというところについて、どういう形で今後やっていきたいかというところの案をお示ししたいと思います。

資料3、1ページめくっていただきまして、1枚目のスライドのところ、これは何度かこういった場でも御議論いただいて、なじみのある図だと思いますけれども、どういったところで、これまで我々は事業者とのコミュニケーションを考えていたかというところを、少し赤枠で整理した図でございます。

今、試運用でもやっておりますけれども、検査が終わる四半期の終了時あるいはチーム検査であればチーム検査終了時には、締めくくり会議というところで事業者の方と、どういったものがファインディングとして見つかったのかというようなところについて、議論させていただくという機会がございます。

報告書がまとまった後、事業者には通知をして、その内容に少し議論したいということであれば、希望事業者に対しては公開会合を開いて、その報告書の内容について、さらに意見交換をするという場を設けたいと思っております。

あと、総合的な評定、これは年1回というふうに考えておりますけれども、年1回行いますプラントごとの総合評定、これについてはそれがまとまった後、速やかにということで、事業者のほうと会合を持ちたいというふうに考えてございます。

次のページでございますけれども、その中で、特に2ページ目は締めくくり会議での今の状況というところを、少し紹介してございます。

締めくくり会議というものについては、先ほど申し上げましたように、検査の終了時でございますけれども、そのときに、事業者と検査官との間で検査の内容を振り返って、意見交換をするというところがございます。今、試運用の中では、そういった検査の結果として、何か指摘事項が見つかったかどうかと合わせて、実際に試運用してみて、今の検査ガイドがどうだったかとか、あるいはフリーアクセスの仕方としてどうだったかというところ、制度の運用あるいは体制、仕組みについての意見交換も行っているところで

ございますので、そういった意見交換は引き続きこういう場で、必要であればやっていくのもあるのかなというふうに考えております。

次のページが、総合的な評定のところでございます。

総合的な評定については、先ほど申し上げましたように、年1回、年度明けに総合的な評定をまとめて、それを通知するというようなところの一連のスキームを今考えておるわけですが、その評定が決まった段階、この資料ですと5月末以降というようになるところになるかと思っておりますけれども、そのタイミングで総合的な評定に関しての会合を行ってはどうかと。で、この会合については、できるだけ公開をするという形でやってはどうかというふうに考えております。

具体的には、次のページでございましてけれども、総合的な評定に関する会合の概要ということで、こういうことをしてはどうかというふうに考えているものでございます。

基本的には、この総合的な評定については、その評定の内容そのものについての意見交換というところがあるわけですが、そのときに、一般の方にも傍聴するなりあるいは質疑応答に参加していただくというような形で、実際のその内容について、御議論の場にも参加いただくというようなことをしてはどうか、ということを考えております。

タイミングとしては、先ほどのように、総合的な評定が終わった後、速やかにということで、1カ月ぐらいを目途にやってはどうかと。これは、サイトのパフォーマンスに関心があるというものは、地元の方々というところがあるかと思っておりますので、場所としてはそれぞれの施設の周辺あるいは近辺、近隣というところでやってはどうかというふうに考えております。

これは、いろいろ我々としても準備するのが、会議室を押さえたりとか、準備が大変かもしれないので、とりあえず下の黄色いところに書いておりますけれども、試運用の中でも、試行的にこういった説明会というものをやってみて、それを踏まえて、どういうやり方があるのかというところは、検討していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございまして。

○山中原原子力規制委員会委員 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。

○高橋法政大学教授 公開を基本とするということで、非常に結構なことだと思うんですが、ただ、私は福島の場合に内閣府の情報公開の審査会にいらして、原子力関係の情報開示を審査したことがあるのですが、今回のこのような会議は、一般的な制度設計なので非公開に当たる話はほぼないと思うんですけど。実際の検査の中で出てきたものだと、かなり具体の施設の設備とか性能とかの話が出てきて、それがテロ対策とか、かなりの機密、営業指針とかにさわるようなものがいっぱい出てきやしないかと思っております。そこの辺の取扱いは、どういうふうにされるのかなというのが、私はちょっと、この福島後の情報公開のあり方は、一般的にフォローしないのでわからないのですが、それとの関係でもちょっと教えていただければ、ありがたいと思います。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

御質問ありがとうございます。基本的に、企業秘密に当たるようなものとか、これは検査に限らず審査のいろんな申請書類なんかにもたくさんそういう情報が含まれております。ただ、できるだけ我々は公開するというので、公開での審査会合あるいは申請があった書類なんかも公開するというをやっております。

その際に、先生御指摘のように、やはり公開できない情報はございますので、そういったところは、資料としてはマスキングして公開するというですし、こういう会合の場合でも、そういう文言にできるだけ触れないような形で会合をするというような形をさせていただきたいとそういった、これまでも本庁でいろいろやっているノウハウがございますので、基本的にはそういったところに十分配慮した形での公開会合というふうに、今考えてございます。

○高橋法政大学教授 そういうことにならざるを得ないと思うのですが、逆に触れないような形でやるということについては、やっぱり説明責任が出てくると思うので、なぜこういう形の情報になりましたかという話も、背景説明として合わせてやっていくということが重要だと思いますので、そこは、そこに非常に注意していただきたいのと。

やっぱり、かなり、検査だけかという話もあるかもしれませんが、一步踏み込んでやっても、要するに公衆の目から見ると、もうちょっとという話もあるので、その妥当性の線引きなんかについて、第三者が見たほうがいいのかみたいなことはちょっと思っていますので、検査だけに限らない話になってしまって恐縮なのですが、少し、公開ということをかなりこれでおっしゃっているのと、かなり具体の危機に触れるような話になってきますので、その辺の線引きはすごく重要になってくると思います。その微妙さというところを踏まえると、そういう仕組みも考えていただいたほうがいいのかと思います。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。先ほどの議題1の議論とも重なるとは思うのですが、こういうやり方そのものがいかがかというところは、我々も考えてみて、実際第三者の委員の方にも御覧になっていただいて、ここはこういうふうにできるんじゃないかとか、そういうところも御助言いただければ、いい方向に改善できるのかと思います。御指摘ありがとうございます。

○関村東京大学教授 関村でございます。

2点、御質問をさせていただきたいところがございます。

1点目が、プラントごとの総合的な評定に関する会合、どのように進めるかということなのですが、今までの検査制度のプロセスの中で、結果の通知、公表ということは明確に出していただいたわけですが、それをさらに深めてコミュニケーションの場としても捉えていきたいというふうに、御説明を聞かせていただきました。

そうなりますと、この総合的というのを、どのように伝えていくかというのは、そんな簡単な問題じゃない部分が出てくるだろうというふうに思っています。個々の評価に関して、評価の理由を述べて、それを、こういう点は懸念があるのではないかとすることは、

今までもそういうふうに行っていくんだということをお話をいただいたわけですが、それをわかりやすくコミュニケーションの場として活用するためには、総合的ということ、私はグローバルアセスメントという言葉も時々使ってきたのですが、これは一工夫、二工夫、必要なものが出てくるんじゃないかというふうに思います。これをどのようにお考えをいただいているかということについて、現状での状況を教えていただければというのが、1件目でございます。

2件目は、こういう検査の流れだったりコミュニケーションというのは、規制側だけでできるものではなくて、事業者もこのような場をうまく活用する。あるいはそれ以外の場を設定することによって、国民に対しての説明責任を果たしていく義務といいますか、責務が当然あるのだろうというふうに思います。こことどのようにかみ合わせていくのかということについて、規制庁の側あるいは事業者の側からも、お考えがありましたら、今の段階でもお聞かせいただけるといいのかなというふうに思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 御質問ありがとうございます。規制庁の古金谷でございます。

まず、1点目の御質問で、総合的な評定ということで、どういう形での評定を具体的に想定されているのかというところでございますけれども、まず、一つありますのは、要はSDPの評価あるいはパフォーマンス・インディケータで白以上になったものについては、追加検査をするというようなことで、今我々が整理しようとしている第一段階とか、そのパフォーマンスの位置づけ、段階があると思いますので、まずそういったところで、このプラントあるいはこのサイトというものは、今どういう状況なのかということは、当然必要だろうと思います。

その上で、じゃあ、段階が劣化するようなところになったら、なぜそこがそういう状況なのかというところ、これは違反判定の具体的な事案なんかも含めて紹介するということがあろうかと思ったり、あとは、ここはどこまでできるかというのは、これから我々の中も考えなければいけないのですけれど、その背景にある何か、文化的なとか、いわゆる根本原因的なところも含めて、そういったところで問題点を指摘するかどうかというところもあろうかと思っておりますので、そういったものを、具体的な総合評定の中身については、もう少しこれから検討したいと思っておりますけれども、そういったものを含めて、御提示して意見交換できればと。

当然、2番目の御質問にも当たるのですけれども、我々としては、評定の第1段階にいるのか、第2段階にいるのかということと、その理由というのを御説明、御紹介するとともに、そこに事業者の方にも一緒に入ってもらって、どういうふうを受け止めていて、それに対してどういう取組を今後やっていこうか、あるいはどういうふうな取組を今やっているのかというようなどころについての、事業者の取組状況の御説明とか、そういうようなことを御紹介いただくと。

あるいは、我々の判定に対して、何か異議があるということであれば、そういったとこ

ろで御議論いただくと。その前のいろんなプロセスの中でも、そういった異議を唱えられるような機会というものは設けたいと思いますけれども、総合的な評定の中でもそういった議論をさせていただくのはあり得るかなというふうに考えております。

○関村東京大学教授 前半の総合的な評定に関する件ですが、白以上の判定があった場合、これは追加検査等も当然あるだろうということですので、この総合的な評定というのは、追加検査が行われなかったのか、あるいは行われたのかということも含んだものだとしたことだとすると、この1ページ目の図にありますように、追加検査あるいはその通知・公表の部分も含んだような会合と、そういう位置づけにされていくということになるのでしょうか。

事業者に対してはそれは適切で、やらなくちゃいけないと思うのですが、公衆に対して、それをどのように的確に総合的な評定として伝えていくのかということところは、やはり検討すべき点があるのだらうと思いますので、その検討の具体的な例、あるいはどういうプロセスにもあるのかというようなこと、あるいは試行段階でどのようなことをお考えになって、具体的な議論をされているのか。こういうところがもしあればというふうに思って設問させていただきましたが、もし今のような観点から、どういう点が総合的なというものの本質なのかということところを、パブリックに対して説明するという意味で、コメントをいただける点があればお願いしたいと思いますし、なければ、さらに今後とも御検討を深めていただければというふうに思います。

○古作検査監督総括課課長補佐 検査監督総括課の古作です。

総合的な評定というところで言いますと、先ほど課長が言いましたように、まずは、その1年間、どういう検査状況にあったのか、それによってどういう指摘があったのかといったことを、まずは事実関係として述べるということが、まず第一にあると思います。

その上で、総合的にどう考えていくのかといったところで、どの分野が弱そうなのかですとか、どの分野はたけているのかといったようなことというのが、その上に評価として加わるものだと思っています。

さらに、法律のほうでも、第61条の2の2の第8項のところ、事業者の活動状況について改善が図られているかどうかといったことも勘案するというふうに申し上げておりますので、その点では、先ほども課長から少しあったのですけれども、横断的なところも含めて全体として、先ほどの指摘事項の摘出の状況から、どの分野がたけているのか、あるいは悪くなりそうなのかといったようなところも、この第8項の趣旨に鑑みて、我々としても分析をし、意見を提示をするということが大事だと思っています。

そうしますと、事業者としては、そうは思わないというところがあったり、我々はこういうところを頑張ろうとしているんだというようなところの御意見を言う必要もある場所が出てくると思いますので、そういった点をこの会合の中で意見交換をするということ踏まえ、公衆の方もそのプラントがどういう状況にあるのか、あるいは今後どうしていくべきなのか、どういう方向に向かっているのかといったようなことが見えてくるのではない

かというふうに考えております。

この点については、フェーズ2の試運用の最終段のところで、少しパイロットでやっておりますプラントを中心に、評価をしてみるといったことを、試しをやろうとしていますので、それも踏まえながら具体化を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○関村東京大学教授 ありがとうございます。

○山中原子力規制委員会委員 そのほか、御質問、コメントはございますか。

○勝田明治大学教授 明治大学の勝田です。説明、ありがとうございます。

まず、締めくくり会議のことについてなんです、これはかなり重要だと思っています。やはりコミュニケーションの場というのは、あるようでないようですので、少しざっくりやらんという言い方はちょっと変ですけど、本当にどこが戸惑いがあるって、どこの言葉の違いがあるってとか、そういうのをどこかの受け皿がないと大変だと思いますので、是非、こういう場を使って、事業者のほうも積極的にしゃべってもらおうとか、そういうことや場をつくってほしいというふうに思っています。

二つ目の総合的な評価、既にいろいろ議論はされていて、まだちょっと見えていないところがあるのですが、確かにこういうような場を設けるとするのは、非常によいことだと思っています。

ただ、話を聞いていて思ったのは、基本的には一般傍聴可で質問も受け付けるけど、かといって一般向けではないという印象を持ったので、それでいいということでしょうか。すなわち、メインは、例えば経産省がやっている公開シンポジウムのようなものとは、また全然違う印象を持ったのですが、それでいいということですよ。

すなわち、基本的には事業者と規制委員会がしゃべって、もちろん一般の人からもコメントをもらうことは可能であると。ただ、本当に地元の人向けの一般向けというのとはちょっと違うということではないのでしょうか。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

もう決めているという話ではないのですが、今日お示しして、我々の案として今御提示しているのは、どちらかというと、事業者と我々がお互いに意見を交換する中に、いろんな方にも参加してもらって、単に傍聴するだけではなくて、第三者の方からも、事業者に対しての質問もあるかもしれませんし、我々に対しての質問があるかもしれませんので、そういう形で一般の方にも広く参加いただいて、意見交換をさせていただくというようなことかと思っております。

ですから、我々からあるいは事業者から、一般の方に説明するということではなくて、事業者と我々との意見交換のところに参加いただくという形かと思っております。

○勝田明治大学教授 説明はわかりました。一般の人は、多分なかなか分かりづらいところがあるかもしれないので、そこら辺の整理ですね。

もう一個質問があるとしたら、これは各自治体でやる話なのか、それとも東京で一括し

てまとめてするのか、それもちょっとよくわからないので。

○古金谷検査監督総括課長 古金谷でございます。

基本的に、やるのは我々の責任のもとでやりたいと思っております。ただ、場所としてはサイトの周辺でやりたいと思っておりますので、周辺の自治体の方にも参加いただくということは、全く構わないと思っておりますので、お声かけは当然することになるかと思いません。

○勝田明治大学教授 すみません。その各自治体でやる、東京じゃなくて。すみません。自治体でやるというわけじゃなくて、立地自治体の場所で行うということですね。参加する人は地元の人も来られてということですね。

○古金谷検査監督総括課長 はい。おっしゃるとおりです。

○勝田明治大学教授 わかりました。普通の人、恐らく一般の人から見たら、福島事故以前から、なかなかこういうところに参加しても、疑ってみるというのでしょうか、意見を述べても採用されないとか、やはり疑って見ているところいろいろあります。もう、語弊があるかもしれませんが、下手な中身よりも、主催者が誰かという、そこを物すごく気にしているところがあって、もっと極端なことを言ったら、司会者は誰かと、そこだけで結構見ているところがあります。それは全然悪い話ではなくて、それによって、情報の知らない自分たちが騙されたらどうしようという、必ずそういう立場で見て、それは本当にそういうこともあったので、それは仕方ないことだと思います。

今回の話を聞いていますと、規制委員会、規制庁が主催となってやってという、で事業者とちゃんと議論をして、そこにも参加してもらおうということなので、今まであったようではなかったような試みなのかなという気はしています。

逆に言えば、一般の人も混乱をするところがあるかもしれないので、そこら辺を是非うまくやってほしいと思います。例えば司会とかも、関村先生は忙しいと思うのですが、例えば炉安審とか、そういうところの座長の人が入るとかそういう感じで、いろんなやり方があるような気がします。それによって、せっかくいい議論をするので、変な感じで終わるのではなく、せっかくやるわけですから、ちゃんと実りのあるような感じで、結構しっかり考えてやってほしいと思います。

すみません。ちょっと雑把な話でしたが以上です。

○古金谷検査監督総括課長 ちょっとだけ、今の御指摘に対して、今考えているのは、NRCでも同じような年に1回、サイトの近くで検査官あるいは本庁やあるいは地方局からも人が来て説明するというのをやっておりますので、我々もそういったことをやってみてはどうかと思っております。

NRCは、どちらかというNRC主体で説明するということですがけれども、我々としては、事業者のほうにも参加してもらって、彼らにとってもいい機会、先ほどの御質問にあったように説明責任、事業者としての説明責任も果たすというようなところの機会にもなるのかと思ったものですから、今、こういう形の御提示をさせていただいたということでご

ございます。

やり方については、司会のやり方も含めて、もう少し詳細はこれから検討していきたいと思えます。

○米岡日本適合性認定協会専務理事事務局長 米岡でございます。

やはり、私はどちらかが主体の話で、補佐的に事業者の方がいらっしゃるというほうがいいんじゃないかという気がします。この流れを見まして、評定があって、評定は事業者の方にまず通知して、希望される方は公開会合で対策等についてもお話を事前にした上で、通知公表があったの後にとなりますと、基本的には説明会というようなもののような気がするんですね。規制の側が検査をし、検査をした結果、指摘したのに対して、事業者の方がこういうふうな対応をするというようなことで、これでいいというふうな結論に至っているということをお願いする。でも、どうしてそうなのかというような質問があったときに、事業者の方のほうの説明をするに値するというか、その説明のほうの方が適切だという、そういう状況もあると思うのですけれども、規制側と事業者の方がそこにいて皆さんと話すというのが、何となく私はちょっとこう、うまく物事が進むかという、責任の所在的に考えても少し懸念があるような気がします。

そこで、今までの議論で、事業者側と規制側で話し合ってきたことでないことが、そこで出てきてしまうようなこともあり得るようにも思えますし、規制側として我々が検査をして、検査をした結果、こういう状態であったということ、まずその地域の皆様にお話をすること、これが前提なのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。今、いただいた御指摘を踏まえて、一回、いずれにしても試運用の中でも一度やってみたいと思えますので、どちらかという、今、委員から御指摘があったような形で、うまくできないかどうかというようなことを、少し考えてみたいと思えます。ありがとうございます。

○山中原原子力規制委員会委員 事業者側から、何かございますか。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 ATENAの示野です。

最初、高橋先生から、よいインプットをやるにはよいアウトプットということで、まさに、この1ページのコミュニケーションの全体像が、それを示されようとしているのかというふうに思ひまして、絵だけではわからないところを、まず質問をさせていただきたいのですが、この検査の報告書ですとか評定の結果を通知して公表するということは書いてあるのですけれども、一番上の計画もこれは通知されて公表されるということによろしいのですかね。ここは単に書いただけかと思ひましたけれども、その確認です。

それから、赤い箱でくくられている箱があるのですけれども、1番の締めくくり会議は、これは非公開という理解をしているのですが、それでいいでしょうかというのが、二つ目の質問です。

それから、次に、下のほうで事業者への通知の後に、公開会合希望事業者と書かれている箱があるのですけれども、これは場所としては、東京をお考えなのか、これも現地をお

考えなのかというのが、三つ目の御質問です。

その三つが読み取れなかったので、確認でございます。

○古金谷検査監督総括課長 原子力規制庁の古金谷でございます。

三つ御質問をいただきました。

まず、検査の計画でございますけれども、これは特にチーム検査について計画をしっかりと立てていかないといけないのかと思っております、その点は、計画をつくって、通知して、公開するというようなことを考えてございます。

それから、締めくり会議、これはどちらかというところ、現場で実際に検査の結果について意見交換をするということもございまして、これは基本的に非公開というふうに考えてございます。検査の一環ということを考えてございます。

それから最後、三つ目、希望事業者の公開会合をどうするかということでございます。これは、特に今はこうかなという決まったものがはっきりしているわけではないのですが、ある程度決まったものに対してのいろんな議論をするということでございますので、現場で事務所の検査官だけというよりは、本庁の職員も交えて、しっかり議論するという必要性があるかと思っておりますので、恐らく本庁のほうでやるということになるのではないかと思います。

以上です。

○示野原子力エネルギー協議会事務局長 ありがとうございます。先ほど米岡先生からもありましたけれども、もし仮に一番下の公開会合希望事業者が、現地でもしやられるものであるとしたら、その後の評定の会合も、中身は同じことになってしまうかなというふうに思いましたので、東京でやる場合と現地でやる場合では、少しまたその辺の意味合いは違うかなということで、確認をさせていただきました。

ありがとうございます。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかはいかがでしょうか。

○山本東京電力原子力・立地本部副本部長兼原子力設備管理部長兼原子力耐震技術センター長 東京電力の山本でございます。

私どもも、先ほど古金谷課長が言及された米国のパブリックミーティングの状況などを勉強させてもらっています。必ずしも建設的な議論ばかりではないようなところも、ちょっと見てございます。そんな中で、先ほど来議論がありましたとおり、また米岡先生からも御指摘があったとおり、この総合的な評定の場、規制庁さんから住民の方に御説明いただくというのは、とてもいい機会だと思いますし、当然我々もこの場に参加して、我々の取組ですとか受け止めについて、真摯かつ積極的に参加させていただきたいというふうに考えてございます。

どういう段取りや仕立てになるか、これから一緒にやらせていただきながらだと思っておりますが、引き続きよろしく願いいたします。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょ

うか。

事業者あるいは一般の方々とのコミュニケーション、特に検査についてのコミュニケーションについて、いろいろ御議論いただきましたけれども、貴重なコメントをいただいたかと思えます。いただいたコメントを反映しまして、今後、よりよいものができるように、コミュニケーションも十分とれるように努力してまいりたいというふうに思っております。チームでの議論も進めていただきたいというふうに思っています。

続きまして、原子力規制庁が事業者のPRAモデルを活用するための適切性を確認する手法について、事務局から説明をお願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 原子力規制庁、古金谷でございます。

資料4に基づきまして御説明をしたいと思います。

まず、1ページ目をおめぐりいただきまして、いきなり視点は三つということで掲げておるのですが、これは、背景といたしましては、今、電中研中心で開発をしておりますPRAのモデル、特に伊方のモデルというものについてのレビューというものが行われておりまして、その作業を通じて、こういった視点で確認していくというのが、我々にとってはいいのではないかとということで、紹介させていただいているものでございます。

具体的な確認の視点としては、まず一つ目、aとしましては、プラントの情報、これはいろいろな運転経験とか運転管理上の故障データとか、そういうものも含めて、そういった情報が適切に反映されているかどうかというところ、まず1点でございます。ですから、プラントごとにそれぞれ、同じPWR、BWRであっても、差異があれば、その辺がプラントごとに違ってくることがあり得るということでございます。

二つ目としましては、モデル化の仮定というものが適正かどうかということでございまして、例えばここに書いておりますような起因事象の発生箇所あるいは規模というものをどういうふうに想定しているのか、どういうふうに仮定しているのかということで、重要なものについて、その仮定の内容が妥当かどうかというところでの確認ということでございます。

それから、三つといたしましては、これは、海外の例えばアメリカでつくられているモデルなんかをも含めて比較するというところでございますけれども、こういったところに違いがあるのかと、その違いというものがしっかり説明できて、確かにそういう違いというのは考慮すべきだよなというところが、妥当なのかどうかというところについて、しっかり考えていきたいというふうに考えております。

1ページめくっていただきまして、今、まさに伊方の3号機のモデルを使って、レビューを行っているということでございますけれども、これは、事業者のほうで作成したモデルについて、事業者の中で、今海外の専門家も交えてレビューをしているということでございますので、そこで御指摘があったものが、逐次修正をかけているというような状況でございますので、我々はそういったところにも職員を参加させて、その状況をウォッチしているというところがございまして、そこで出てきた具体的なモデルについて、我々の中で、

そのレビュー報告書を見たりとか、あるいはコメントをどういうふうに反映しているのかというところをチェックすることもございますし、あと、右の下のほうに、オレンジ色で箱囲いがございますけれども、アメリカのNRCのPRAの専門家にも御協力いただいて、今開発されているモデルがどうなのかというようなところも、アドバイスをいただこうというふうに思っております。

その上で、最終的に修正が可能なものは、事業者のほうで修正していただくということになろうかと思えますし、事業者のほうで修正するというのが、少し難しいというようなことがございましたら、我々が実際PRAを使って計算する際には、我々のほうでプログラムを少し修正して使用するというようなところも考えていきたいというふうに考えてございます。

3ページ目、4ページ目は、具体的な適切性の確認項目ということで、詳細は省略したいと思えますけれども、3ページ目でありますと、例えば評価の対象として、どういった事象を想定しているのか、それから品質保証の体制というものはどうなのか、それから特に重要ないろんな情報の収集、それをどう分析しているかというようなところについては、具体的なところをもう少し確認していくということですし、3ボツの炉心損傷頻度評価というところでの具体的なテクニカルな部分も確認をしていくということでございます。

4ページ目のところで言いますと、引き続き事故シーケンスというものの分析が妥当かどうかというところだとか、システムの信頼性、それからその信頼性のパラメータ、その辺の設定が妥当なのか。それからヒューマンエラーの評価というものをどういうふうに考えているのか、等々について我々のところでも確認を今していると、これは伊方モデルを使って、というところでございます。

5ページ目は、今我々のほうから確認するに当たって、事業者のほうに投げている質問の例ということでございます。例えばということで三つほど挙げておりますけれども、こういった質問を投げかけて、その回答ということで、キャッチボールを今事業者のほうと行っているところでございます。

修正の可能性があるところというようなところは、6ページ目で書いてございますけれども、例えばプラントの情報を適切に反映しているかというところでありまして、ここに書いておりますように、モデルの仮定の仕方とかその辺が、運転状態あるいは待機状態をどういうふうに仮定しているのかというところでの評価ということで、修正をしてもらうというようなところもあるのかというふうに考えてございます。

7ページ目としまして、修正の可能性がある箇所例ということでございますけれども、PRAモデルの現状とその例ということで御紹介しておりますけれども、原子炉の補機冷却系、あるいは補機冷却海水系、そういったところの空気系の常時運転というところについてのPRAモデルへの反映というものは、十分でないのかというようなところの指摘をして、それについての修正作業というものが可能性として今後あるということでございます。こういったところを、今議論をまさにしているという状況でございます。

次のページ以降は、これはもう完全に御紹介までということですが、我々から質問をして、それに対する回答ということで、四国電力から、これは7月現在、7月4日時点ですが、回答として出てきているものということでございまして、これで回答が出てきて、今我々の中でもさらに精査をしているというような状況でございます。

ですから、御承知おきいただきたいのは、我々の修正のポイントとしては、1ページ目挙げているような3点についての考え方を整理していきたいと。具体的な内容としては、少し細かくなりますので、説明は省略しましたけれども、例えばこの四国電力からの回答書にあるような具体的な中身について、今議論をまさにさせていただいているというところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員 規制庁における事業者のPRAモデルの活用についての現状を報告いただきましたけれども、質問、コメント、ございますでしょうか。

○関村東京大学教授 関村でございます。御説明いただきましてありがとうございます。

御説明いただきました内容は、事業者が開発をしてきたPRAモデルが技術的に適切かどうかという点に、ややフォーカスを置いた御説明であったというふうに思います。事業者のPRAモデルを規制側が使うということは、米国のROPにはない日本の検査制度、独自の仕組みとしてこれを適切に運用していくことが必要だと、そういう観点からの、この資料3のタイトルを、「原子力規制庁が事業者のPRAモデルを活用するための適切性を確認する」という、この適切性というのはもうちょっと広い範囲で捉えてもいいのかなというふうに思いましたので、御質問したいと思うのですが。

まず、私自身は、このようなモデルが規制の側でも使われるということは、非常に適切なことになると思いますし、検査制度の適格性を高めていくためには、ベースとしては一番重要な観点だというふうに思いますが、先ほど米国のNRCの方にもレビューを受けているということだったのですが、事業者のモデルを使うことに関して、米国のNRCの方々は、どのような反応を示されているのか。個々の技術的な中身に入る前の、そもそも規制側が事業者のモデルと同じものを使って評価をしていいのかどうか。もちろん、中身はこのように注文をつけていただいているということは、極めて適格だろうというふうに思いますが、NRCの方、米国の方はどのようにそれを考えているかという御意見を、ここで紹介していただくことは、私は適切だろうというふうに思いますので、もし差し支えがなければ、米国の経験あるいは米国の方々の御意見として、規制庁が受け取っていらっしゃるものがあれば、教えていただければと思います。

○金子長官官房審議官 原子力規制庁の金子でございます。

前職の範囲ですとNRCとは会話しておりましたので、私から少し感触をお伝えしたいと思うのですが、まず、第一感は、そういうことをやってインデペンデンスは損なわれないのかという感覚が出てまいります。それはそのとおりだと思います。それを越えて妥当性を確認するために、今回のような手法をとることを皆さんとも、ある意味、共有

をして、こういう視点で、こういうことをチェックしているのであれば、それなりに技術的に正しいものできていけるんだらうねという価値観を共有していきたいという思いが我々にありまして、そのことについては、NRCのこういうPRAの開発部門であるとか、あるいはリスク評価をやっている部隊の方々とも話をし、ああそういうことをきちんとやっていくという、そのプロセスを経た上で、双方が納得して同じもの、あるいはもし違おうとしたら違うということを確認にした上で違うものを使うというのは、非常に価値がありそうだという感触はいただいております。

ただ、NRC自身がそれをできるかということ、当然これまでの仕事の仕方の経緯や、彼らが持っているSPARモデルという独自のモデルを使った評価の手法というのが確立されていることというような、いわゆる資産がたくさんあり、その手法に長けている人たちがたくさんいるというような状況のもとで、すぐ舵を切れるわけでももちろんないけれども、逆に言うと、それがあることによって事業者との間で、たくさんのディスピュートが起きているのも事実であるというふうにNRCの方々も言っておられます。

したがって、それを解消する、そういうコストをかけずにやっていくということ、ディスピュートを避けるという意味で、そういう工夫をしていくということには意味があると思うというような形でのコメントは頂戴をしておりますので、NRCから見て、自分たちがすぐできるとは思わないけど、ある意味の理想形といえましょうか、合理的な解を追求したときには、それはあり得るのだらうなというのが、私が話した範囲では印象としていただいているような範囲でございます。

○関村東京大学教授 ありがとうございます。

非常に適切な御意見をいただいているなというふうに感じました。NRCのほうからですね。それで、お話があった独立した意思決定が損なわれるのではないかという懸念が、もしあるのだとすれば、それをどのように解消していくようなプロセスを、今後このPRAモデルの適切性の確認だけではなくて、広く考えていく必要が多分出てくるんじゃないかなということがあると思います。

そのために、先ほど第三者の方々が一歩きちんとここに関わっていくようなプロセスを今後とも確立していただくということ、そういうこともちゃんとできているんだということをお客様の方々にもしっかりと説明する、そういう能力はしっかりと規制庁は持っているただかなくちゃいけないというふうに思いますので、是非そこをお願いしたいと思います。

しかしながら、まさに資源に限られているということの中で、効果的に進めるというために、このような事業者のPRAモデルを活用していくということ、そこに例えば原子力学会のモデルだったり、PRAの標準だったり、こういうものをうまく活用していただくということがかみ合っていくような、いいスパイラルアップができていくようになっていけばいいかなと思います。

しかし、簡単ではないプロセスになる可能性もありますので、御検討をさらに強めていただまして、NRCの方々からのもっと率直な意見をしっかりと受け止める体制も含めて確

立していただければというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子でございます。

大変重要な御指摘をありがとうございます。二つだけ申し上げたいのですけれども、NRCの職員によるレビューは、今みたいな、そもそもこういうことをやることについてということに加えて、当然ですけど、技術的な観点で、先ほど三つの視点をお示した米国がやっているPRAのモデルのつくり方との関係でどういう、例えば人間信頼性みたいなものの重きの置き方が適切なレベルにあるのかどうかといったような技術的な側面でのサポートもいただいておりますので、そういう意味で、ある意味第三者的な、あるいは技術的なサポートという側面があるかと思えます。

それから、もう一つ、今関村先生、さらっとお触れになりましたけれども、学協会規格につきましても、今回の確認項目を設定するとき、あるいは確認の質問事項をつくる際には、当然ですけども、ASME/ANSの国際的なというか、非常に標準的な基準を使い、それから原子力学会のお示しになったPRAの実施標準というのを合わせて使って、この質問項目をずっと洗い出してきました。

そういう意味では、ある意味、学協会の知見をお借りした標準の上に立って、こういう評価をやっていく。それを逆に言うと、見ていただくためにもこの質問事項のリストというのを、あえて参考資料的につけておるわけですけども、そういうことは全体の中でのいろいろな目が入って、しっかりと確認をする内容になっているんだということを我々も裏づけを持って、自信を持ってできるように、するような手法にしていこうと、しているという段階でございます。

○関村東京大学教授 ありがとうございます。

私、さらっと言ったのは、後からお話があるのかなと思って、さらっと申し上げたんですが、原子力学会のPRA標準、実施標準は米国のASME/ANSとの意見交換会をしっかりとやっていくという枠組みがしっかりできていますので、そこと同等以上のものにこれからもしていくということを継続的にやっていくべきものだろうと思っておりますので、是非、活用をしていただければというふうに思っています。ありがとうございました。

○山中原子力規制委員会委員 そのほか御意見、コメントいかがでしょう。

○勝田明治大学教授 明治大学、勝田ですが、説明ありがとうございました。

まず、この1ページ目の視点のところなのですが、基本的には、この三つにおさまる話だとは思いますが。

ただ、やはり一番見てほしいのは、事業者がモデルの欠点とか、限界というのをどの程度把握しているかということに尽きるような気がします。

もちろん、この後のQ&Aの添付資料にあるように、いろいろ議論はされてはいるわけなのですが、担当情報と一言で言っても、本当にわかっている情報もあれば、想定もあるし、経験があるからと使っていたとしても、それは少ない経験かもしれないし、場合によっては、米国からもらっている場合もあるし、たまたま今それが通用しているだけの話かもし

れないし、将来もそれが想定でき、使えるかどうか、また別な話ですし、そういうところをぜひチェックしてほしいというのが要望です。

あと簡単な質問なのですが、添付資料で伊方3号の四国電力とのやりとりがあるんですが、これを見ると、何か質問と回答がちょっとあまり一致してないとまでは言わないんですが、もうちょっと何か丁寧に議論してもいいような気がしないわけでもないです。これで十分と思っているのか、もっとこれは足りないと、ちょっとコミュニケーションが足りない、あるいはこっちの趣旨を理解してもらえないと今考えているのか、ちょっとそれを教えてほしいというのが、まずあります。

すみません、それに関連してもう一個質問なのですが、例えば質問するときに、ライセンスとか、セキュリティとか、そういう話でちょっと回答できませんみたいなことは、今後あり得るのかどうか、ちょっとそれを教えてください。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

モデルの中身、限界があるかどうかとか、どういうふうに把握していくのかというところは、恐らく、こういった形で質問のやりとりを、これで終わりではないと思います。当然回答は来て、我々のほうで今レビューをしておりますけれども、その中で、不十分な回答だったり、ちょっと質問と回答が合っていないということであれば、面談するとか、再質問するというような形で、コミュニケーションはこれからも引き続きやっていきますので、そういった形でクラリファイしていくということかと思っておりますので、その中で、しっかりとおさえていきたい、冒頭の御指摘があった部分も確認していきたいというふうに考えております。

御指摘ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 念のため、規制庁の金子です。

最後に御質問のあった、セキュリティとか、そういうことで情報が共有されない部分があるか、これは私どもと開発会社との間で協定書みたいなものを結ばせていただいて、保秘を維持するという前提のもとで、私どもには全て開示をしていただくという形になっております。もちろん我々から外に出すことはできませんけれども、そういう意味で、中身の確認はきちんとさせていただくような情報共有をさせていただいております。

○山中原子力規制委員会委員 そのほか御質問、コメントいかがでしょうか。

○山中原子力エネルギー協議会部長 ATENAの山中です。

御質問させていただく前に、今委員のほうから御指摘があった件について、二つほど事業者サイドの考えをまずお話しさせていただきたいと思っております。

まず関村先生からのコメントで、NRCの意見はということでございました。これ、そもそも事業者サイドから事業者のPRAモデルを使っていたいただきたいということを申し出させていただいたというのが、きっかけでございますけれども、その大もとは、原子力リスク研究センターの所長でいらっしゃいますアポストラキス博士、前NRCの委員ですけれども、ア

ポストラキス博士のほうから、日本の規制において、これからPRAのモデルをつくるという
ようなことであるのであれば、アメリカの経験から見て、それは共有をしたほうがより効
果的であろうということで、こちらのほうから御提案をさせていただいたということがあ
りますということ、まずコメントさせていただきたいと思っております。

その先についていろいろと御議論させていただいたことは、今規制庁様のほうから御説
明のあったことだというふうに認識をしております。

もう1点、勝田先生からのコメント、四国電力とのやりとりが不十分なのではないかとい
うことでございますけれども、これ必ずしもこの書面の回答、やりとりだけでやっている
わけではございません。1回に当たり四、五時間かけて面談をしながら、それをもう複数回
こなしてきている中で、ここに書いてあるのは、その中のエッセンスが出てきているもの
だというふうに思っておりますので、十分なコミュニケーションを取りながら、お互いの内
容の理解を進めながらやっているということをお理解いただければと思っております。

以上でございます。

私の質問というか、コメントですけれども、1ページ目の適切性の確認の視点といったと
ころです。これ前回ワーキングでお出しいただいた際には、これ判断基準と書かれていた
ので、適切性の確認の視点というふうに直していただいて良かったのかなと思っておいま
すが、やはりAとBの中に適切に反映していることとか、過程が適切であることというふう
に書かれております。この適切にというのが、どういうことなのかということが今後議論
になってくるかと思っておりますので、その辺りを引き続き御議論させていただきながら、具
体的なところで事例も含めてお互いの共通認識を持つようにさせていただければというふう
に考えているということでございます。

もう一つですけれども、ちょっとこれがよく分からないのがCでございます、先ほど古
金谷課長からの御説明の中には、米国のプラントのモデルも含めてということございま
すけれども、今回事業者サイドから規制庁様には、モデルそのもの、データという形でお
渡しをしておりますし、ドキュメントという形でもお渡しをしております。これ実は、や
はり先ほどお話、先生からの御指摘もありましたとおり、これ非常に機微な問題もあって、
米国等でも、これドキュメントで見せていただくのが精一杯で、中身をデータとしてもら
うということは現実的には不可能、そういう意味で、非常に詳細な中身についても比較を
して、差異を認識するというのは、米国と他国のプラントという意味では無理なのかなと
いうふうに思っておるというのが1点。あとは、この類似のモデルと比べて差異の根拠を把
握しておくのは誰なのかということについてお話を、御確認をさせていただきたいと思
います。

これは当面のやり方として、伊方については、詳細に御確認をいただいて、それ以外の
大飯だとかいうところについては、その差を御説明をさせていただくということで、来年
の4月の運用開始を迎えようということをお説明をさせていただいていることをここに書
いていただいているというふうに思っているのですが、その先もこういうことが確認の対

象になるのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○笠川検査監督総括課検査評価室室長補佐 検査監督総括課の笠川でございます。

まず一つ、適切性の確認というところに御指摘いただきましたが、やはりこの適切性の確認というのは、実態の設備そのものがどの程度反映されているのか、どの程度というところが、やはりポイントとなってくるんだと思うんです。その辺のどの程度というところを我々確認をしながら、実際の差異がどの程度反映されているのかというのが、評価する上でどの程度また違ってくるのか、そういったところも確認しながらということで、その適切性は確認していきたいというようなところで今考えているところでございます。

あともう一つ、もう1点御指摘がありました。類似プラントとの差異でございますが、まず一つ、NRCに確認をしている中におきましても、NRCと我々の間のもちろんデータそのもの、ドキュメント類の守秘の関係、契約もでございます。

その中において、できる範囲の中でやっておるところでございます。彼らの持つておるプラントの具体的な細かな中身というよりも、大きなモデル化における考え方、そういったものの大きなところからまず確認して行って、彼らの考え方の違いというのを議論していきたいというところでありまして、あと一つは、類似プラントで国内に目を通したところによると、今後、大飯発電所に対するPRAの確認もやっております。その後、基本的に事業者さんのPRAを使うということで、再稼働しているプラントのPRAは御提供いただく予定でございます。

全てこの伊方と同じような確認のやり方をするというわけではなく、やはり効率化して行って、先行プラントとの差異を見ていくというような形で効率化して行ってやっていくような形でございまして、その内容を我々規制庁としてその差異を把握して、その差異が理解できれば、それをSDPですとか、リスク情報を活用した検査で使っていこうというような判断として考えています。

私からは以上でございます。

○山中原子力エネルギー協議会部長 ATENAの山中です。

適切にというところにつきましては、わかりましたけれども、そこにはやはりリスクに、リスクへの寄与度の大きさというようなところで判断をしていただくということが必要になってくるのではないかなというふうに思いました。それが1点目の御回答というか、こちらからの考えということになります。

2点目ですけれども、最初にすみません、いろいろとたくさん申し上げて申し訳なかったのですが、まずこの差異の根拠を把握するのは、NRA様なのか、事業者サイド、例えば、だから今伊方の詳細を見ていただいておりますけれども、今後、大飯だとか、高浜だとか、九州の川内とか出していくことになりましたが、その差を把握しておかなければいけないのは、関西電力であり、九州電力なのか、それともNRA様のほうで中を見比べて、その差があるものについては、説明をしてほしいという形で出てくるものなのか、どちらなのでしょう。

うか。

○古作検査監督総括課課長補佐 検査監督総括課の古作です。

ある意味、まだ試運用というか、スタートして、まだ大飯のほうの確認が進んでない状態ですので、現時点で誰がどうというのを明確にできないところだと思っています。今後いろいろと面談なりを通しながら、お互いにどれだけのことができるのかということを見通していくということのフェーズなのだろうなと思っています。

最初のほうの「適切に」のところとも関係するのですが、おっしゃるとおり、寄与度がどうなのかということだと思っていまして、その点をまず事業者側で、モデル化をどこまでしなきゃいけないのかと考える際に、十分考えていると思いますので、そこを説明していただいて、その説明が適切と思うかどうかといったところが、まさにこの言葉での適切ということだと思っています。

同じように、差異の点も、直接見比べながらということは、事業者側ではできないというのはお聞きしていますが、一方で、今回の高度化の議論においては、電中研が入って、オールジャパンとしてどうやっていくのかといったような議論もされていますので、そういった視点というのは、事業者側の共有ができるのだろうと思っています。

それを踏まえて、それぞれの者がどうなっているのかというのは、視点がわかっているのですから、それをそれぞれの者がどうやっているのかというのをまとめていただければ、我々のほうでもその差異というのがすごく見やすくなりますし、その点で、事業者間の共有のやり方というものもあると思いますので、そういったところをお互い議論しながら、方向性を固めていければいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○山中原子力エネルギー協議会部長 ATENAの山中です。

大変御丁寧な説明ありがとうございました。その方向でこちら事業者サイドとしても努力していきたいと思えます。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

では、貴重なコメントをいろいろいただきましたので、今後の検討に反映させていただければと思います。

それでは、次の議題でございますけれども、これまでも日本原子力学会、日本電気協会、日本機械学会の皆様とは、面談にて新検査制度に関してお互いの取組状況の意見交換をしてまいりました。また、本検討チームでは、新検査制度を踏まえた学協会の役割あるいは取組などについて、いろいろ御意見をいただいております。

各学協会から新検査制度に関する取組について御説明をお願いいたしたいと思えます。

まずは、日本原子力学会から、順に御説明をお願いいたします。

○伊藤日本原子力学会標準委員会幹事 日本原子力学会の標準委員会の伊藤と申します。

まずページ数は、通しで54ページになるかと思えます。まず最初に、新検査制度の効果

的・効率的な実現に向けまして、規制庁殿、それから事業者殿が真摯な検討を続けておられることに敬意を表するとともに、学協会の視点から、新検査制度の実現に必要と考えることや、既に解決に向けて取り組んでおられると思いますけれども、課題についても少し述べさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、次のページ、右下1ページを御覧ください。新検査制度の根幹は、規制機関殿と事業者殿双方に考え方の改革が必要であること。また、パフォーマンススペースの検査制度の変革することであると認識しております。

その実現、実効性確保のためには、統合的なリスク情報を活用した意思決定、こういうものが実現されることが重要と考えております。

このため、原子力標準委員会では、例えば、後で御説明しますけれども、参考の8、9にあるようなRIDM標準の整備などを進めております。

また、新検査制度に関係する規格や文書の相互の関係が明確化された体系的な検討も必要であるというふうに考えてございます。

2ページを御覧ください。制度の運用にかかる課題としては、リスクインフォームドの取組、グレーデッドアプローチをどう実現するか、また規制機関殿、事業者殿それぞれにおける人材育成も取組まれていることが課題であるというふうに考えております。

新検査制度を本格運用していく中で、継続的に改善を図っていかれることが、先にも述べられておりましたけれども、効果的な改善には、関係組織間の継続的なコミュニケーションが重要だと考えます。

私ども学協会は、規制機関、事業者そして学術界、それぞれの間での情報共有や活発な意見交換の場として使っていただけるというふうに考えてございます。

その中でも、参考3に記載しております学協会、事業者、規制機関などが参画します学協会規格類協議会、これは継続的なコミュニケーションの基盤となるような相互理解と意見交換をまさに実施している会議体でございます。

さらに、さまざまなレベルで規制機関との意見公開も行わせていただきたいというふうに思っております。

新検査制度の円滑な実現には、関係する組織の役割の明確化も必要と考えております。各々役割分担に応じて継続的な安全性向上につながる制度に向けた課題解決に意見や知見を重ねて議論をして、取り組んでいくことを続けていくことが重要というふうに考えております。

本日、各学協会の所掌する規格標準の説明を行いますけれども、役割に従い個々の学協会でも規格策定を進めるとともに、例えばリスク情報活動のように学協会間の協働が必要な規格標準はコミュニケーションを重ねて策定、改定していく所存でございます。

それでは、次からは原子力学会としての新検査制度の貢献についてお話をしたいと思っております。標準委員会の成宮委員からお話しさせていただきます。

○成宮日本原子力学会標準委員会委員 標準委員会委員の成宮です。よろしくお願いしま

す。

右下ページ、3ページ目からでございます。ここからは原子力学会標準の活動ということを中心にお話をいたします。

まず、標準委員会といたしましては、もちろん実施基準としての階層的な体系構造を有した標準を作っておりますし、さらに、安全の考え方のような技術レポートもたくさん出してあります。

また、今全体のところでも御紹介がありましたが、検査制度の确实で効果的な実行は安全の向上に重要なものと考えまして、標準委員会としても当然従来どおりの標準の提供あるいは講習会の実施ということも当然なのですが、検査制度全体のプロセスを俯瞰した上でこのようにところをもう少し改善をできることにならないだろうかというところは、いろんな関係組織に提言あるいは御提案という形でも貢献ができるんじゃないかと思っております。

また、原子力学会全体といたしましては、標準委員会のほかに原子力安全部会等の様々な技術部会がございます。そういうところとの意見交換あるいは協働という形で、いろんな文書、レポートなどを既に出しておりますし、学会の企画セッションなんかも使っていたりかなと思っております。

具体的には、原子力安全部会では、検査制度の効果的な実施に関するワーキングという形の活動も行われていると聞いております。

次のページですが、次のページからは少し例を、構想も含んでおりますが、例を少し御紹介をしておきたいと思っております。

まず4ページ目のところですが、最初に今コミュニケーションあるいは役割というお話もございましたので、標準委員会としては、どういうところに役立てられることができるのだろうかというところを整理いたしました。

この左のほうの表は、規制庁殿が作られている発電炉のこのガイドと、それから核燃施設の検査ガイドを混合という形で統合する、あるいは整合も当然されるのでしようが、していくという資料でございますが、そういうところを見ますと、原子力学会標準委員会といたしましては、核燃施設等の標準も策定しておりますので、そういうところでの貢献もできるんじゃないかと考えております。

それから、次のページ、5ページを御覧ください。こちらは検査制度の中を全体俯瞰したときに、事業者のほうからの視点という形で見てみたものでございます。

御存じのように、新検査制度のほかに安全性向上評価制度が今動いております、事業者のほうからは、既に幾つか出されております。特にこの中で、例にとっておりますのは、安全性向上評価制度と、それから一番右上の青い四角のところCAPによる是正措置を進めた安全向上という形の活動との関係性を書いてみました。

上のほうのCAPの成果が出てくるとともに、安全性向上評価制度では、事業者のほうでは、保安活動あるいは新知見の反映などの向上を続けられ、かつ総合評価で改善措置を抽出さ

れるというようなところに集約されて、安全向上が図られていくのだろうと考えております。

こういうところにこの黄色い枠で書きました原子力学会から提供しております標準あるいは地震類が使っていただけるのではないかと考えております。

それから、次のページ、6ページでございますが、あと残りの二つの体制に関する話でございます。これは先ほども、全体のところでもコミュニケーションというお話がございました。実際、学会の中では、たくさんのステークホルダーが集まっておりまして、その場を学会としては提供し、議論を進めていただけたらと思います。

それから、新知見を取り入れて、どんどん改定、設定をしているわけですが、標準を設定しているわけですが、ここに書きましたように、先ほどからお話が上がりましてPRA標準、それからRIDMの中にもIntegratedをつけまして、今策定中ではございますが、IRIDMの標準という辺りは、先ほど前のページでも御紹介しましたように、検査制度あるいはそれを受けた事業者の活動というところにもどんどん使ってもらえるのじゃないかと思っております。

それから、ほかにも原子力学会標準委員会としましては、リスク関係の標準のみならず、先ほど核燃施設という御紹介もいたしましたが、さらに廃止措置あるいは廃棄物処分に関する標準も今整備をしておりますし、今後ともそういうところの標準も関係すると思っております。

最後の7ページでございますが、これ先ほどの話と少し似たようなところにも、例にもなるのですが、検査制度の中で総合的な評定、先ほど最初の御説明にもございました。そういうところにもこのRIDM、少し統合と総合は少し意味が違うとは思いますが、方法論として部分的に参考になるのではないかと思いますし、あるいはPIのところ、それから、このCAP、これは事業者のほうの活動ではありますけども、そのCAPシステムの中でのリスクインフォームドのリスク重要度を使っていくというところにもPRA標準は使えると考えております。

ということで、ちょっと駆け足になりましたが、規制から見た新検査制度、それから事業者からの観点というところからでも標準は活用あるいは参考にさせていただけるところは、あるかと思っております。

あと、今日はもう参考資料は御説明いたしません。標準委員会の活動、それから最後のほうにはPRA関係の標準、IRIDMの標準の概要も載せております。

御説明は以上です。

○山中原子力規制委員会委員 後ほど、まとめて御質問、コメントを受けたいと思いますので、続きまして、電気協会から説明をお願いいたします。

○高橋日本電気協会原子力規格委員会副委員長 電気協会の原子力規格委員会の高橋でございます。

それでは、資料の通しで73ページからになりますが、私どもの規格委員会の活動について

て御説明いたします。

ページめくっていただきまして、1ページ目に、検査制度の見直し等に伴って制・改定が必要と考えられる主な規格とその検討状況としまして、規格のリストを示しています。今回の検査制度の見直しで、大きく基本的に活動を事業者さんが実施する、検査も実施する、それについて規制庁様がオーバーサイトされると。そういう形だと思っておりますので、まずは即物的には今まで使用前検査だったところも全て事業者さんが検査をやると、そういったところで、特に燃料なんかそうなのですが、そういう即物的な検査関係の規定について、まず定めています。

これが例えば下から3番目の発電用原子燃料の製造に係る燃料体検査規程、そういったものでございますが、それに類するものがまず一つあります。

それから、もう一つは、今回とにかく第一義的責任が事業者さんにあるということで、諸活動をしっかりと行っていくというところがございまして、それについて具体的な中身を定めた規程というものをしっかりしたものにしていく、そういう活動を行っております。

これに類するのが、一番上にあります原子力安全のためのマネジメントシステム規程、JEAC4111というものでございますが、これでありまして、これは全体的な必須マネジメントの規程、それからその下にありますのが、原子力発電所の保守管理規程/指針でございまして、これは全体の中での保守管理のプロセスについて定めたものです。

それから、あとこれは一番下に原子燃料管理規程というのを、これは実は今までなくて今定めているところですが、これもやはり全体の中で燃料に関わる部分の管理をトータルとして定めた規程です。そういったものを制定する、あるいは改定する、そういった作業を行っております。

次ページ目から、各々について具体的なことを書いております。

2ページ目は、JEAC4111の原子力安全のためのマネジメントシステム規程ということで、これは国のほうでも、品証の基準規則が改定されるということ承っております、その中身を踏まえ、あるいは最新のGSR Part2とか、JISのQの最新版、そういったものを反映していくといったことを行っております。

具体的には、真ん中にありますような基本安全目的の達成ですとか、実際に今回の検査制度でも重要な観点として取り入れられているリスク情報の活用でありますとか、あるいはそれを支える変更管理、CAP、そういったものについて具体的な中身を定めようとしている、そういったところでございます。

それから、次の3ページ目、これは保守管理規程で、これにつきましても、今回の検査制度の趣旨にのっとった形で、これを実際の保守管理に適用させていくということで、具体的には、リスク情報を活用したやり方、そういったものを捉え、規定していくと、そのように考えています。

それから、次の4ページ目が燃料関係で、これについては、上と下どちらも検査規程でこ

ざいます。

それから、5ページ目、これも同じく燃料関係ですが、上のほうは、取替炉心の安全性の確認について、これ今までの活動をさらに具体的にしっかりと取りまとめた改定を行っています。

それから、その下が先ほど述べましたような、燃料管理に係る全体のプロセスを規定した新しく作っている規程でございます。

それから、6ページ目が、今まで実際どういうことをやってきたかということですが、今回の検査制度の見直しに関しまして、まず一番上のほうの丸では、規制庁さんのほうで実際検査に係る文書類の整備が行われています。まず、数多くの検査ガイドの整備が行われてきていまして、さらにそれを実際の検査をやっていく上で、その検査で見ていることについて、そもそもの要求事項、いわゆる上流に当たるもの、例えば保安措置の規定であるとか、保安規定の記載事項のガイドみたいな、そういったものについてもフィードバックがかかっていると、そういうふうにお聞きしております、そういった状況をフォローしているところでございます。

それから、下のほうの丸は、先ほど原子力学会さんのほうでもお話がありましたように、原子力関連の学協会の規格類協議会というものがございまして、さらに、今回検査制度の見直しが行われているということで、電事連さんとこの学協会の議論の場として意見交換会というのを設置いたしまして、そこでも事業者さんの御要望をお聞きして、先ほど来述べているような規格類の制・改定方針を策定した作業を進めてきています。そういった状況でございます。

それから、次の7ページ目ですが、実は私ども定めているにおいては、先ほどのような意見交換会の場でありまして、あるいは実際に検査が行われている状況について、このようなチーム会合とか、あるいはワーキング、あるいは具体的なやっつけやっつけしている事業者の方々、そういったところからいろいろな話を傍聴したり、あるいは議論をしたりさせていただきまして、この新検査制度に関わる規格類の準備を進めてきていると、そういったところでございます。

そういった状況を今までやってきていまして、真ん中辺の丸にありますように、やはりこういった制・改定をタイムリーにしっかりと行っていくために、情報共有もタイムリーにやっつけいくということ、それが有効であると思っております、最後、矢印の下にあります、今まで協議会や意見交換会、あるいはこういったチーム会合やワーキングの情報をいろいろ得てやってきているわけですが、さらに細かい状況についてタイムリーな情報の交換、そういったものを例えばですが、面談の場であるとか、そういったところで適宜実施させていただいて、規格類の的確な制定あるいは改正につなげていきたいと、そのように考えております。

次のページから参考で、規格類のこのベースになっている品質マネジメントのための規程について詳細書いておりますが、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員 引き続きまして、日本機械学会からお願いいたします。

○高橋日本機械学会発電用設備規格委員会副委員長 それでは、機械学会の規格委員会の副委員長をやっています高橋のほうから、紹介、説明させていただきます。

資料は、最後のほうの資料になっていまして、資料5-3というやつです。

タイトルが、新検査制度等を踏まえた規格策定活動についてとさせていただいていまして、等というのは、つけていますように、今から御説明する新検査制度に直接ダイレクトにした規格の策定というのは、今までのところ、機械学会のほうではないかなというふうに考えていまして、新規制基準、その辺の関係のものを結構やってきていますので、ちょっとそういうタイトルにさせていただきました。ちょっと全体を紹介させていただくという形になります。

2ページ目を見ていただきますと、最近のトピックス的にどういふのを新しくやっているかというのを書いてございます。

まず、シビアアクシデント時の構造健全性評価ガイドラインというのをいろんな格納容器のタイプとかにそれぞれについて発行してきております。

それから、2番目に、これも新規制基準関係で竜巻に対する構造物の健全性評価手法のガイドラインというのも作っております、まさに発行されようとしています。

それから、これは新検査制度の話でも出てきたので、再処理設備規格に関する規格というのも最近作ってまして、そこにあるような三つの規格を発行しております。

これについては、基盤技術課のほうで、ちょっと技術評価と連動するというお話もちょっとあったんですけど、ちょっと優先度がそこへ外れて、今はすぐやっていただくという状況にはないということになっております。

それから、その次のページにまいりまして、あと3ページは、これはルーチン的にどうやっているかということの説明ですが、下にある表に出ているような規格、これは非常に基礎的な規格というか、設計とか、それに関する材料、溶接、維持は検査に結構絡んでいるのですが、こういう規格を機械学会としてはずっと作ってきていますということをお示ししております。

技術評価のほうも適宜やっていただきまして、ちょっと最新版とはずれる、2012年版ぐらいいまで大体主なものは技術評価して使っていたような形になっているということでございます。

上に4年に一度こういうメインの規格は改定を、メインの改定をするということで、継続的に改定を図っているという状況です。

それから、次のページに行ってくださいまして、4ページ目が、この新検査制度リスク活用ということがありまして、ちょっとニュアンスが違うところがあるかと思うのですが、リスクに関係すると考えられる取組ということで、二つほど挙げております。

まず、一つは、リスク評価に強く関係した機械類の整備ということで、これもちょっと

まだリスクというところまで深く行ってないのですが、一応耐震の評価でこれまでよりも精度よく、裕度を削減した評価が行えるような事例規格というものをつくっております。

これは結局リスク評価の中で、PRAとかの流れも実際の強度評価とか、そういう破壊の評価というのがある程度必要になる場合が多いと思います。

そういう中で、よりの確なあまり裕度が大きくなり、リスク評価ができると、するということで、そういう重要性はあるのかなというふうに考えております。

それから、後は、元リスク評価を主にした規格のガイドラインということで、これは高速炉のほうを先行してやっていますが、その信頼性評価ガイドラインということで、ライフサイクルみたいなものに対して、確率論的評価に基づく信頼性評価というのが行えるようなガイドラインということを少し先行して進めております。

ただし、この辺のところは、目標、信頼度というのは、ギブンというか、これはなかなか難しいところですので、それを与えられて、それを達成するためには、どういう評価をすればいいかと、そういったような規格になっております。

5ページ目に参りまして、機械学会の規格の今後の方向性ということで、まとめております。ちょっと細かくたくさん書いてございますが、今後の進め方というところでは、先ほどありました、中期的なところに書いていますが、関連学協会規格協議会で定めました原子力安全の向上に関する学協会活動の強化という文章があります。これに基づいて、ほかの学会さんとも協力して進めていくということが基本にあります。

それから、長期的には、risk-Informedとか、performance Basedの考えに従った構造規格というのを体系化していくということでありまして、必要に応じまして、今日もその一環だと思うのですが、情報共有を継続させていただければ、よりお役に立ちやすいのかなというふうに考えております。

具体的な方向性としては、やはり確率論的な評価、信頼性とか、それを取り入れる方向で、設計・建設、それから維持とも大きな方向としては、そういう方向に進めていこうということで検討を進めております。

リスク情報活用に関する主な課題というのは、特に構造強度の話になりますと、なかなか判定基準をどうするとか、評価制度で非常に低確率領域をどう扱うか、あるいは判定的評価法のjustificationをどうすると、この辺がいろいろ課題だとは思ってまして、この辺については、ほかの学協会あるいは規制庁さんなどとも連携して対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

あとは、もう参考なのですが、ASMEは、かなりリスク評価ということで先行する、機械学会のほうはASMEと関係はかなり持っておるんですが、ちょっとリスクという面では、遅れているかなというのがありまして、これは参考なのですが、いろいろ原子力だけではなくて、一番下に書いてあるのは、Plant Systems Designに関するStandard Committeeというのが新しくできましたと、そんな話をして、かなり前から進んでいます。PSA、それからRI-ISI、その辺についてはかなり進んでいますので、この辺も機械学会のほうでも検討を

してあって、この辺の検査の高度化に対して寄与できたらいいなというふうに考えています。

以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員 それでは、御説明いただきました3件につきまして、質問、コメントございますでしょうか。

いかがでしょう。

○勝田明治大学教授 明治大学の勝田です。

原子力学会の資料5-1についての、これは質問というより要望です。若干ちょっと違う視点になることをお許しください。

今回この場で、こういう新検査制度に向けた取組を丁寧に説明していただきまして、本当にありがとうございました。

ちょっと遡ってしまうわけですが、やはり今回こういう議論をしているもともとの発端は、やはり福島事故であります。原子力学会が福島事故のもちろん直接的な原因ではないわけですが、やはりもっとやるべき点が多々あったと思います。

もちろん2014年に学会に事故調を出されてはいるのですが、やはり研究者とか、専門家としての役割というのは、反省はかなり少なかったように僕は思っています。

今日の話で、もちろん検査制度についての取組なので、仕方ないことではありますし、そのコミュニケーションの場を提供しているというのは、もちろんそのとおりではあるのですが、もちろん状況に応じて、そういうステークホルダー、あるいは原子力行政とか、原子力政策を補完するという役割、今日の説明のとおりだとは思いますが、でもやはり対外的にはアカデミックな場、いわゆる学会というふうに期待されているところは、やはりかなり強いので、場合によっては、補完するだけでなく、もっと積極的に、場合によってはどんどん批判しても原子力行政とか、原子力政策をもっと批判してもいいような気がしています。

今日もいろいろ丁寧な取組をされてはいるのですが、もっと踏み込んで、いろんなことをやっていくというのも本当はあっていいような気がします。

すみません、質問というより要望なのですが、以上です。

○伊藤日本原子力学会標準委員会幹事 はい、ありがとうございました。

原子力学会としても、ちょっと途中で御説明しましたように、非常に標準委員会だけではなくて、原子力安全部会とか、リスク部会とか、いろんなところの活動がございますので、そういうところと協調しまして、アカデミックなことについて、それを標準にしていくというような活動を今後も続けていきたいというふうに思っています。ちょっとお答えにはなっていないかもしれませんが、そういうふうに思います。

どうもありがとうございました。

○山中原子力規制委員会委員 そのほか質問、コメントございますか。

○高橋法政大学教授 原子力の安全を確保する上では、規制と同時に、こういう専門的な集団の自己責任を果たす場、活動というのは極めて重要だと思います。

ただ、それを国民にどうわかりやすく説明していくのかという話だと思うのですが、これは、こういう学協会の規格制定活動が、一覧して国民にわかりやすく説明できるようなホームページとかあるのでしょうか。ちょっと私、その辺よくわからないのですが、ちょっと教えていただければありがたいと思うのですけど。

○伊藤日本原子力学会標準委員会幹事 原子力学会のホームページがございまして、中に標準委員会のホームページというのがございまして。そこでやっている活動、あるいはどういう標準が策定中で、どういうところで発行された、そういうことがわかるようなもの、それから、活動計画とか、活動実績とか、そういうことも載せております。なかなかホームページを見ていただくというのは、なかなかないのかもしれませんが、一応そういうような活動をしておりますので、ぜひ御覧になっていただければなど、そういうふうに思っています。

○高橋法政大学教授 学協会全体の全体像ですよね、原子力学会だけじゃなくて。やっぱり日本機械学会だと全体ですよね。やっぱり原子力関係だと、やっぱり原子力学会のほうで見やすい何か一覧的な御説明があったほうが、国民は一覧性があるってわかりやすいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○高橋日本電気協会原子力規格委員会副委員長 電気協会の高橋でございますが、先生の御趣旨に合ったものは必ずしもないと認識していますが、先ほど原子力学会さんからも御説明がありました、原子力関連の規格類の協議会というのがございまして、そこで原子力学会さん、機械学会さん、それから私ども、あるいはそのほかの学会の方も参加されておりますが、それについて私どもの電気協会の規格類についてのホームページのところに、協議会についても一項設けておりまして、実際のそこでの、先ほど機械学会さんからありました、今後のそういった協議会での規格類の制定に対する方針でありますとか、あるいは会議の、これは定期的にかかれていきます状況、規定のそれとの状況、そういったものを一応ホームページにはアップはしていますが、それが全体として一般にどこまでというのは、ちょっと疑問があります。

それから、もう一つは、シンポジウムという形をとって、これも必ずしも全体網羅というわけではないのですが、私どもの委員会、行っておりますシンポジウムでは、原子力学会さん、機械学会さんにも協賛していただいております、発表の内容もそういった全体を踏まえたものにしております。

以上でございます。

○高橋法政大学教授 これも勝田先生と同じで同様なのですが、こういう自己責任の場、各場でやってらっしゃるのも重要なのですが、日本全体としてこういうふうに行っていると、体系的にこんなふうになっていきますというのを、どこかやっぱりわかりやすく国民に説明するような場というのは、あったほうがいいんじゃないかなと思っております、そ

ういう意味では、規制庁のほうも少しその辺を後押しするような、別に規制庁が干渉するんじゃないかと、説明責任を果たすという観点から連携して、全体としてこういうふうに進んでますみたいなのが、国民にわかりやすく、各自己責任を果たす場、やっていらっしゃる方がこういうところまで到達していますというのが、国民にわかりやすく説明できるような何かの工夫があったほうがいいのかなと、昔は私、ここで論文を書きましたけど、そういうことを今考えているということです。

これは要望です。よろしくお願いします。

○関村東京大学教授 関村でございます。

今、高橋先生の話、それから勝田先生からの御質問、コメントにもお答えする形になるかどうかなんですが、私ども原子力関連の規格類協議会をつくって、そこはホームページ、あるいはどのように体系的に規格をつくっていくべきかという検討を進めております。

原子力学会の資料の1ページ目のところに、新検査制度に関係する規格、文書等の体系的な検討、これを原子力学会はやるんですよということを宣言し、それはほかの学会と協力をして規格類協議会として進めるべき性格のものになってきているということを申し上げさせていただいております。

それで、規格類協議会、原子力関連の学協議会規格類協議会でございますが、これ私、共同議長も務めておりますので、あえて申し上げますと、事業者もここには参画をしていただいておりますし、産業界も参画をしていただいているわけです。それから、もちろん関連の学協会も御参画いただいて、参画協会だけではないところの情報を共有させていただくという場になっています。

ここに規制庁から御参画をいただいているわけですが、規格策定の場ではないわけですが、委員としての参画はまだ規制庁からはいただけないと、オブザーバーとしての参画になっていて、今高橋先生おっしゃったような積極的な意味を、この原子力関連規格類協議会が持っているというには、まだ不十分な点があるということは、この場でも申し上げておきたいなというふうに思います。

いずれにせよ、今、勝田先生、高橋先生からあったような御指摘に関しては、多分、学会としても、ここに出てきていただくことが必要だというふうに、前回、前々回の検討チームの場でも私申し上げたところでございますが、そういう積極的な役割を果たしていくということ、それを規制、それから事業者、産業界ともうまく関連づけていくような役割を担っているという認識は非常に強く持っているものというふうに考えておりますので、これはシンポジウムや学会の場での企画セッション、あるいはホームページでは十分ではないということも認識しておりますので、規制とともに、こういう場をうまく活用していくということをこの検査制度の設計の段階においては、我々も一緒にやらせていただければというふうに思っていることを付言させていただきます。

以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員 そのほか御意見、コメントいかがでしょうか。

規制庁側から何かございますか。

○古作検査監督総括課課長補佐 検査監督総括課の古作です。

今、各委員から御指摘もありましたとおり、特に今、関村先生からお話もあった協議会の関係というところも、現状オブザーバーというところで、どうしても途中にもお話ありましたように、それぞれの機関、独立の意味合いがあつて、我々としては干渉してはいけないという部分もありますので、その点で、これまでのところでは慎重な対応をとってきたということだというふうに私としては理解をしております。

一方で、各学協会の方からも言っていたとおり、情報共有というのは非常に大事なところでありまして、我々のほうからも、この検査制度の見直しといったことのタスクを始めるに当たって、より具体的な中間取りまとめの後のタイミングですとかは、各学協会の方とも情報交換をさせてくれというようなことを私からもお話をし、これまでの検討を進めてきていただいているということだと思っております。

その関係から、今後、ちょっとオブザーバーから委員になるのかどうかというのは、ちょっと全体的な関係でもありますので、私からはお話しできませんけれども、少なくともそれぞれの論点といったことは共有をするという立場で、これまで技術基盤課の職員が同席をしていたといったことですけれども、その際に、関連する検査監督総括課の人間ですとか、それぞれ現状がちゃんとお伝えできるといったような職員がお話をさせていただくというような取組はできるかと思っておりますので、そういったところで御要望に応じながら、会合にも我々としても参画しますし、今回、3学協会に来ていただいたとおり、我々の場にも来ていただく、あるいはその前段で面談等で認識を共有するといったような、いろんな場面、それぞれに使って共有をしていければと思っておりますし、こういう場を通じてでも、国民の方々に見える形で進めていくということもできると思っておりますので、それぞれの場面、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○山中原子力規制委員会委員 そのほか御意見、御質問ございますか。

よろしゅうございますでしょうか。

引き続き、学協会の皆さんとは、意見交換あるいは情報共有を進めたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議題の5、その他でございますけれども、規制庁より資料6の説明をお願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 では資料6になりますけれども、簡単にですけれども、御紹介をしたいと思います。

これは、これまででもいろいろ制度の概要については、ここでも議論をさせていただいておりますけれども、それをドキュメント化するというので、今回ちょっと御紹介したいのは、法律の下につくります政令、それから省令、そういったものの案というところと、あといろいろな要領類、ガイド類をつくる上での一番根幹となるような実施要領というも

のを今ほぼ案というものが出来上がりまして、これを近々、規制委員会のほうにも御紹介をして、一般のパブリックコメントのプロセスに入っていきたいということでございまして、簡単にだけ御紹介をしたいと思いますが、まず資料6をめくっていただきますと、政令というものがございます。政令は比較的中身としては短こうございまして、基本的には、規制検査にかかわるというところ、あるいは品証の管理が加わっているというところもありましたので、そういったところでの改正というようなところがございます。

大きなところで、手数料を定めるというところが、検査の手数料、ありますので、施設ごとに細かく手数料を定めるということになるのですけれども、政令では一括して上限の金額を定めまして、具体的な施設ごとの金額については、次に御紹介します省令のほうで定めるという形にしたいと思っております。

以上は政令でございまして、省令のほうでございまして、ページで言うと、37ページからでございます。

こちらのほうが省令ということになるわけですが、こちらに法律から委任を受けて、原子力規制検査という制度の基本的な骨格を示しているというものでございます。

一条は、定義ということでございまして、二条以降、具体的な中身がございまして、例えば三条のところでは、基本検査というものがどういう位置づけのものか、それから追加検査というものがあって、それをどういうタイミングで、どういう場合にやるのかというようなところを規定してございます。それから、四条のところは、職員の権限というところで、フリーアクセスの関係の関係規定というところになりますし、第五条が、安全実績指標、いわゆるPIですね。原子力規制検査の中で具体的に見ますPIの骨格ということで、施設安全の関係、放射線安全の関係、それからPPの関係というようなところでのものを安全実績指標として報告を受けますよということが記載されております。

手数料のほうは、第七条ということになりますけれども、こちらのほうで具体的な基本検査の金額につきましては、次の6ページ、全体のページで言いますと、42ページ目以降、別表ということで書いておりますけれども、それぞれの施設について、具体的な金額が一番下の段のところに書かれているというところがございます、これが省令の案というところがございます。

それから、次が実施要領ということになるわけですが、ページとしましては、71ページのところからになります。71ページが表紙でございまして、めくっていただきますと目次がございまして、具体的なプロセス、あるいは基本的なこれまでいろいろなパワーポイントで示しておりました基本的なプロセス、そういったものについて、ここで具体的な記載をしております。

目的、それから2番目が具体的な検査の内容ということでございまして、検査の対象、それから、どういった基本検査あるいは追加検査、特別検査というようなものをどうするか。

それから2-7のところであれば、今日も御議論いただきました総合的な評定をどういうふうにしていくのかというようなところについての記載がございまして。

それから、3番のところは、これは原子力規制検査の中で、いわゆる原子力規制検査とは違う炉規法に基づく法定確認行為、これは廃棄体の確認だとか、クリアランスの確認等々を行う場合に、現場での検査官がその行為を確認して、その上で確認書を交付するということでの関係性を整理したというところでございます。

4ポツのところは、4番目の9ページ目以降でございますけれども、これは具体的な検査の手順ということで、今も試運用でやっておりますけれども、計画をつくって実際に検査をして、検査の中でも締めくくり会議をしてというような一連のプロセスですね。最後、報告書を作成するというようなところの基本的な流れというものを示しているということでございます。

当然のことながら、これが一番上位に当たる政令、省令の下に上位に当たる我々のガイド、要領ということになるわけですが、そのもとに今事業で行っております検査の具体的なガイドだとか、あるいはSDPの具体的なプロセス、それからスクリーニングでパフォーマンス欠陥の有無、あるいはマイナーかどうかというような判定基準、そういったものをこの下に整理されるというような位置づけに今考えてございます。

これを近々、委員会のほうにお諮りして、パブリックコメントのプロセスに入っていきたいというふうに考えております。

説明、以上でございます。

○山中原子力規制委員会委員 関連します政令、規則あるいはガイドについて説明がございましたけれども、質問、コメント等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

○高橋法政大学教授 最後の実施要領ですが、前から言っていた具体のフリーアクセスの例えば質問の仕方とか、文書の交付の仕方とか、この辺はもうちょっと具体におりたものが今後出てくるという話でしょうか。

○古金谷検査監督総括課長 規制庁の古金谷でございます。

具体的なプロセスは、この下に個別の検査ガイドもありますれば、共通の検査に共通のガイドというようなものもありますので、フリーアクセスの考え方とか、そういった点は、そこで整理していきたいというふうに考えております。

○山中原子力規制委員会委員 そのほかいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本関係の省令については、規制委員会のほうに提示いただいて、パブコメを進めていただければと思います。

それでは、そのほか何かその他の議題等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

特段、その他の議題ございませんようですので、本日の審議事項は以上でございます。長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございます。

次回の会合につきましては、改めて事務局より御案内させていただきたいと思えます。
以上をもちまして、検査見直し検討チームの第16回会合を閉会いたします。
どうもありがとうございました。